静岡福祉大学 新型コロナウィルス感染防止に向けた対応指針【改訂版】 2020.09.16 改訂(改訂部分は下線あり)

※ 今後は「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける(最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等咳エチケット順守、3密回避等)

参照: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 newlifestyle.html

1. 1	※ フ夜は「制	今後は「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける(最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等咳エチケット順守、3密回避等)										参照: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html										
۲ ۱		感染状況等		構内立入	授業対応 遠隔 対面 実技・演習			勤務体制		学内施設			・活動 体育館・ 地域交流 クラブ・		学内会議	イベント	出張			健康観察等	その他	
ı	地域	県内	県外		(在宅)	(面接)	关び・ 庚百 (学外実施含む)	教員	事務職員	図書館	学内食堂	売店	グランド	センター	サークル	子門云硪	1//21	県内	県外	海外) 连球眖禁守	その他
0	感染者無	感染者無	感染者無	制限なし	-	0	0	通常	通常	制限なし	通常	通常	学外への 貸出可	通常	通常	通常	通常	0	0	〇 ※事前に届出	義務付けしない	政府、WHO等公的機関 の終息宣言発出
11-1	感染者低位	感染者低位	感染収束傾向	・来訪者受入可 (日時、所属録) ・氏名等の記録) ・学生は授業終了 後、用件が無帰む するよう促す。	ー やむを得ない事情 により遠隔授業が 必要な場合は個別 対応	感染防止対策及び		通常	通 常(時差通動等推奨)	・学外者の利用制限は 段階的解除 ※当面、学外者から 利用要望があった 場合は危機管理室 に協議 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間1時間以内 ※別途検討事項あり	席数を制限、飛沫 感染防止対策を 取った上で営業	通常	学外への貸出は当面見合わせ (段階的に制限解除)	外とも段階的に 活動再開 ※イベントの	・感染防止対策を取った上で屋内・屋外での活動可。 ※活動は2時間以内/日。 ・合宿等学外活動は 顧問等の了解を得る こと。 ※別途検討事項あり	・感染防止及び3密 対策の徹底 ・連絡会議はメール ・時間短縮(原則1時間以内)	当面 ・原則収容定員50% 以内 ・ソーシャルディ スタンス(1m以上) ・飲食調理合む)不可 ・感染防止対策実施 の措置を取る ※イベントの開催に あたっては、転譲 (様式は別途)	0	○ 自粛解除 ※感染拡大急増 に転じた地域が 生じた場合は、 同地域への移動 自粛要請を検討		学生・教職員ともに 「健康観察表」により 1日2回体温をチェッ クレ記入。併せて咳等	・各種制限等の解除は 階的に実施(概ね3間程度) ・感染拡大傾向が見強 ・学内に感染者及び濃 接触者が発生した場 は保健所等行政機関
-2	感染者低位	感染者低位	一部地域を除き 感染者発生者 数・増加率低位 に推移					在宅勤務可		・学外者の利用制限 ・入場者数制限 ・学内利用者も利用時間1時間以内			_	(株式は別途)		・感染防止及び3密 対策の徹底 ・少人数の会議のみ可 (概ね10人以内) ・対面は避ける ・情報共有・伝達は メール活用 ・遠隔会議を推奨 自 粛				渡航制限対象国 以外 ※事前に届出	体調の状況を記入し、 疑わしい症状がある場合は通勤・通学しない よう徹底。 健康観察表は定期的に 保健室に提出。	は全部)措置を講ず る。感染者は治癒ま
2	感染者低位	感染者低位	感染者増加率の 鈍化	学外者制限・学生は許可者のみ	○ (許可を受けた学 生は学内で受講)	-	-	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/2体制)	学外及び学生の 利用禁止	休 葉	休 棄		学外活動自粛					○ 感染拡大地域は 自粛			
3	感染者低位	感染者急増	緊急事態宣言発 令地域(個別)	学外者制限・学生は許可者のみ	○ (許可を受けた学 生は学内で受講)	_	-	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/2~1/3体制)					学外・学内活動自粛				不要不急な出張は控える	そのでは、不要不急な出張 は控える			
4	_	緊急事態宣言 (全国一律)	緊急事態宣言 (全国一律)	学外者制限・学生は許可者のみ	○ (許可を受けた学 生は学内で受講)	_	_	在宅勤務可	在宅勤務可 (1/3体制)									は正んな				
5	-	本県に対し 緊急事態宣言発 令	-	教職員及び校舎管 理業者以外は入構 不可	0	-	_	在宅勤務 ※原則、全員 在宅	在宅勤務 ※原則、全員 在宅							・学内会議不可 ・遠隔会議を推奨		不要不急な移動	不要不急な移動			新型コロナウィルス特措法に基づき、県知事からの打示、要請に基づき行動する。
5		緊急事態宣言 (特定警戒県指定)	_	原則、入構不可 (学長の許可を受け た者は除く)	0	_	_	在宅勤務 ※原則、全員 在宅	在宅勤務 ※原則、全員 在宅									は控える。出張 不可	は控える。出張不可			

「濃厚接触者」となった学生・教職員については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席(出勤)停止

2020/7/10 レベル1-2からレベル1-1へ引き下げ 2020/7/29 レベル1-1からレベル1-2へ引き上げ 2020/9/16 レベル1-2からレベル1-1へ引き下げ